

今年度の教研活動について

当分（8月末まで）、本部が招集する多くの人数で集まる会議は書面で行うことを基本としているため、今年度の教文の会議も開催できていません。現在、各支部教文部長、各教研推進委員長に今年度の教研の持ち方等について、文書で意見を集約しているところです。

詳細が決まりましたらお知らせします。

「岩手の高校教育2019」

2019年度の教研の様子をまとめた「岩手の高校教育2019」を各分会に送付しています。（10人に1冊）

各分会で回覧のほか、高教組HPにもアップしていますのでご覧ください。



ハラスメントの防止等に関する基本指針の策定について

県は、「各ハラスメント防止等に関する基本指針」を策定しています。これは、

- ・ハラスメントについて定めた各法律の改正
- ・厚生労働省におけるハラスメント指針策定により、ハラスメント防止対策の強化等の措置を講ずることが義務づけられた

ことによるもので、施行日は6月1日となっています。

新たに指針に盛り込まれた主な事項は

- ・他の者を不快にさせる性的言動に、「性的指向または性自認に関する偏見を含むこと」
 - ・セクシャルハラスメントについて、「職員が相談等したことに起因して不利益を受けることがないよう必要な措置を講ずること」
 - ・セクシャルハラスメントの「発生時、再発防止策を講ずること」
 - ・セクシャルハラスメント防止のために「ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他職員への発言に細心の注意を払うこと」
 - ・相談や苦情への対応について「ハラスメントに関し一元的に対応する窓口を設置すること」
- 等です。

ハラスメントという「人権侵害」をなくすように、みんなでとりくんでいきましょう！